

越生町有料広告選定基準の運用規程

(目的)

第1条 この規程は、越生町有料広告掲載に関する基本要綱（以下「基本要綱」という。）第3条及び第4条の規定の運用について必要な事項を定めるものとする。

(基準の運用解釈)

第2条 この規程の運用、広告主の選定及び広告掲載の可否及び優先順位の決定にあたっては、行政の公平性及び中立性、並びに社会通念上等を踏まえ、総合的に判断しなければならない。

(広告の掲載基準の運用)

第3条 基本要綱第3条に規定する広告掲載の基準については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるものとは、おおむね次のとおりとする。

ア あたかも町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの

(ア) 故意に町名、町の事業名その他これらに類似する表現を使用するもの

(イ) 過剰なディスカウント広告又は他社製品若しくは価格等の比較を行うもの

例示 越生で一番 屋より安い 屋はまずい等

イ 町民の生活上、好ましくないと認めるもの

(ア) 品質表示に誇張があり、人体への影響が決まっていない飲食物及び健康器具

例示 健康食品、健康飲料、健康器具

(イ) 教育機材、図書等の販売に関するもの

例示 教育機材の販売・リース、教科の通信販売・添削指導

ウ 社会批判を招くおそれのあるもの

例示 過剰な利潤追及を内容とするマルチ商法、キャッチ商法、消費者金融等

エ 人材募集の広告に関するもの

(2) 政治又は宗教に関するものとは、おおむね次のとおりとする。

ア 個人又は法人の名刺広告及びこれらに類するもの

(ア) 公職選挙法に抵触するおそれのあるもの

(イ) 政党等の講演会等の開催広告

イ 布教、義捐金募集等による宗教活動に関するもの

(ア) 寺社や宗教名等を用いて行われる布教、義捐金活動

(3) 個人、団体等の意見広告とは、個人、団体の主義主張に関するものとする。

(4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるものとは、いかがわしい表現や乱暴な文言を用いたものとし、おおむね次のとおりとする。

ア 社会の法秩序を破壊し、住民生活の安定を損なうおそれのあるもの

イ 個人又は企業等を誹謗中傷するもの

ウ 過激な表現及びいかがわしい表現のもの

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条の適用を受ける事業のうち、法第2条第1項第2号の料理店で客の要求により、コンパニオン等の派遣を受けるものは例外とする。その他、旅館業も同様とする。

(広告掲載の優先広告)

第4条 基本要綱第4条第1項に規定する公益法人及びこれらに類するものの広告とは、おおむね次のものをいう。

独立行政法人、公社、公団、財団、事業団、公営企業、NHK、
商工会、社団法人、財団法人、社会福祉法人、NPO法人など

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、選定基準に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年12月1日から施行する。